

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を平成11年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月29日から同年7月1日まで

昭和36年4月にA社C支店に就職し、平成11年6月29日付け人事異動により、同社B支店に異動した。しかし、B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録は、同年7月1日資格取得と記録されている。申立期間は、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店、同社B支店及び申立人が保管する異動辞令書、同社C支店が保管する賃金台帳、同社B支店が保管する給与台帳兼源泉徴収簿並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人は、A社に継続して勤務（平成11年6月29日に、A社C支店から同社B支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管している賃金台帳及び給与台帳兼源泉徴収簿において確認できる報酬月額から、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社B支店が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、事業主が申立人の同社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日を平成11年7月1日として届け出ていることが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月ごろから 43 年 7 月ごろまで
② 昭和 44 年ごろから同年 12 月 10 日まで
③ 昭和 47 年 6 月 19 日から同年 10 月 30 日まで
④ 昭和 48 年 6 月 21 日から同年 10 月 9 日まで
⑤ 昭和 50 年 6 月 6 日から 51 年 4 月ごろまで
⑥ 昭和 54 年 10 月 20 日から同年 12 月 26 日まで
⑦ 昭和 55 年 1 月ごろから同年 2 月ごろまで
⑧ 昭和 55 年 3 月 7 日から同年 9 月 13 日まで
⑨ 昭和 55 年 9 月 16 日から 56 年 3 月 31 日まで

申立期間①はA社（昭和 41 年 5 月に、B社に名称変更）に、申立期間②はC社に、申立期間③はD社E出張所に、申立期間④はF社G出張所に、申立期間⑤は同社H出張所に、申立期間⑥はI社J出張所に、申立期間⑦はD社K出張所に、申立期間⑧は同社L出張所に、申立期間⑨はM社N出張所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の元事業主（故人）が平成 10 年 8 月に作成した在職就労期間証明書、並びにA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員の供述から、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人がA社及びB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の元事業主は、「申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況や保険料の控除の状況については、不明である。」と回答している上、前述の被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者から聴取しても、申立期間①における

申立人の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、B社の元事業主の供述から、申立期間①当時の従業員数は約80人から120人であったと推認されることから、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる申立期間①当時の被保険者数は、最大で70人であることが確認できることから、申立期間①当時、A社及びB社では、必ずしもすべての従業員までは厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人はC社に勤務したとしているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主、役員等は所在不明であり、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況については不明である旨を回答している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和44年12月10日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年11月18日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録は、雇用保険の被保険者記録とおおむね一致していることが確認できる。

- 3 申立期間③、⑦及び⑧については、雇用保険の被保険者記録、並びに申立人が所持する就労関係認否一覧表（申立人を原告とする損害賠償請求事件において被告側代理人が作成したもの）及び個人別賃金台帳から、申立人が、申立期間③、申立期間⑦のうち昭和55年2月4日から同年2月14日までの期間及び申立期間⑧の期間において、D社の各出張所等に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が所持する「連記式賃金台帳」及び「個人別賃金台帳」から、昭和47年9月、同年10月、55年2月、同年3月及び同年9月については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、D社は、「当時、当社の各出張所の業務に従事する現地従業員については、健康保険は『P国民健康保険組合』に加入させており、年金は国民年金に各自で加入するよう説明していた。厚生年金保険に加入していたのは、社長並びに、当社本社及び当社各出張所に勤務する事務職の従業員のみであった。」と回答しているところ、厚生年金保険適用事業所名簿から、D社の各出張所は、申立期間③、⑦及び⑧当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間③、⑦及び⑧において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 申立期間④及び⑤については、雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する「就労月数」と題した書類から、申立人が、申立期間④及び⑤において、F社の各出張所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が所持する就労表並びにF社が所持する就労表及び賃金台帳から、昭和48年6月、同年7月、同年9月、同年10月及び50年6月については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険適用事業所名簿から、F社の各出張所は、申立期間④及び⑤当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、F社は、「賃金台帳によれば、申立人は、厚生年金保険の加入が任意となる健康保険の第2種被保険者（日雇労働者）であり、本人から厚生年金保険の加入希望がなかったため、当事業所においても、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続や保険料の控除を行っていない。」と回答しているところ、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間④及び⑤において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 5 申立期間⑥については、雇用保険の被保険者記録から、申立人がI社J出張所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、I社が保管する賃金台帳から、昭和54年11月から55年1月までの期間については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険適用事業所名簿から、I社J出張所は、申立期間⑥当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、I社は、「申立人は、有期雇用であり、当社では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続や保険料の控除を行っていない。」と回答しているところ、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間⑥において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 6 申立期間⑨については、雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間⑨において、M社N出張所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が当該出張所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚の一人は、「いろいろな企業で勤務したが、どの企業でも、厚生年金保険には加入していなかった。M社でも、厚生年金保険に加入する扱いではなかったと思う。」と供述している上、厚生年金保険適用事業所名簿から、M社N出張所は、申立期間⑨当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、M社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間⑨において申立人及び前述の同僚の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人及び前述の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 7 このほか、オンライン記録から、申立人はすべての申立期間において国民年金に加入していることが確認できる上、その加入期間の大半は、申立期間当時、国民年金保険料の納付について申請免除の期間であったことが確認できる。

また、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで
昭和49年3月1日から51年4月30日までの期間において、A事業所で、B職種として勤務していた。A事業所に就職した際、厚生年金保険被保険者証を事業主に提出した記憶がある。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA事業所の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿から、A事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できるところ、同事業所は、「当事業所は個人事業所であることから、開業から現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業所に該当する旨の届出を行ったことはない。従業員はすべてC国民健康保険組合に加入させており、年金については国民年金に加入するよう説明している。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していない上、当時の事業主は既に故人となっていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A事業所の申立期間当時の事業主の厚生年金保険被保険者記録はオンライン記録に無く、現在の事業主は、勤務を開始したとする時期から現在までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる。